平成 22 年度　地域情報支援事業

ＩＣＴ人材育成・招へい
ＩＣＴシステム設計・構築
ＩＣＴ関連機器・設備整備費

仕　様　書

株式会社　アミックスコム

１．事業目的

恵那市における「災害に強く、安全・安心なまちづくり」を促進・拡充するため、地域住民参加型ＣＧＭによる地域住民からの情報収集を実現し「自らのまちは自らで守る」という意識の向上と、デジタルサイネージによる情報発報･提供により事故の当事者になりやすい高齢者や子どもに対する啓発を実現する。

２．事業概要

（１）ＩＣＴ人材の育成・活用概要

■育成・活用人数

育成人数　１００人　活用人数　１００人（目標）

■育成・活用方法

災害･防災情報及び防犯情報を携帯端末よりＣＧＭシステムへ発信し､収集された情報を精査、管理しデジタルサイネージへ配信する。携帯端末による情報発信は、ＩＣＴ人材育成を実施した全ての参加者を対象とし、特にＩＴリテラシーの高い２人を情報管理･配信センターとして活用する。

■次年度以降の育成・活用内容

スマートフォンや携帯電話などによる情報発信は、一般住民であれば誰でも参加可能であり、定期的な説明会によるボランティア・レポーターの増加を狙い開催する。

（２）地域雇用創出等効果

■直接的な雇用人数

本プロジェクトを継続的に運用する､情報管理･配信センター運用業務（デジタルサイネージ・メンテナンス含む）における地域住民の雇用を５名目標としている。

■経済波及効果等による間接的な雇用人数

平成２２年度より計画している、観光情報サービス及び、広告事業展開の前倒しにより、①サポート・サービス人員２名、②地域住民参加型ＣＧＭサービス・広告営業部員３名の地域住民の雇用拡大を期待している。

■次年度以降の雇用継続・拡大人数

地域住民参加型ＣＧＭサービス展開及び、広告事業展開の前倒しにより、時間の限られる就労者を①サポート・サービス人員２名、②地域住民参加型ＣＧＭサービス・広告営業部員３名の計５名の地域住民の雇用を見込んでいる。

３．施工場所

別添の設備設置図による。

４．工期

平成２２年１２月３１日

５．納入条件

５．１　基本的条件

（１）　本工事に当たっては本仕様書を十分理解し、責任をもって期限内に完成させること。

（２）　本仕様書に明記されていない事項で、本システムに必要と認められる機能などについては受注者の責任で対応すること。

（３）　受注者は機器納入及びシステム構築・設定方法などについて株式会社アミックスコムと十分調整し、指示された事項に従うこと。

５．２　その他

（１）　受注者は工期までにすべての設置工事を完了することとし、設置以降引渡しまでに生じた変更は、受注者の責任で対応すること。

（２）　受注者は機器納入前に出荷検査を十分に行うこととし、検収前に使用する機器に問題が生じたときは受注者の責任で解決すること。

（３）　発生する廃棄物は受注者が適正に処分すること。

（４）　受注者は契約後速やかに工事設計を行い、株式会社アミックスコムの承認を得ること。

（５）　受注者は使用する機器、材料について事前に株式会社アミックスコムの承認を得るものとする。使用する機器、材料は本仕様書に記載した仕様と同等品以上とする。
また、承認を得るために届け出た機器についての優劣の分かる比較資料を求めることがある。

（６）　契約時点での入札価格の範囲内で、納入予定機器を最新型に機種変更する方が、機能向上を図れる場合は株式会社アミックスコムに提案すること。

（７）　機器設置場所は限られたスペースであり、このスペースに納まる機器構成で納入すること。

６．施設の概要

６．１　デジタルサイネージ機器

サイネージ機器は「自立型」もしくは「壁掛け型」で、46 インチのモニタを縦型で使用できるものとする。

６．２　Ｗｅｂカメラ

Web カメラは自営柱もしくは既存建物に取り付けるものとする。

７．システム構成

７．１　システム概要

別添の「システム概要図」を参照のこと。

７．２ イーサネット・ＩＰ対応通信システム

別添の「システム概要図」を参照のこと。

７．３ システム要件

別添の「システム概要図」を参照のこと。

８．工事仕様

８．１　技術要件の概要

（１）　本工事に関わる技術要件は「詳細仕様」に示すとおりである。

（２）　技術要件は全て必須要件である。

（３）　必須要件は株式会社アミックスコムが必要とする最低限の要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないと判定された場合は不合格となり、落札決定の対象から除外する。

（４）　仕様書に記載する設備機器は関係法令に定める規定を満足するものでなければならない。

（５）　仕様書に記載されていない事項は株式会社アミックスコムの指示に従うこと。

（６）　納入機器に使用する材料等は、ＪＩＳ規格が定められているときは原則としてＪＩＳ規格に準拠した材料を用いること。

８．２　一般事項

（１）　関係法令の遵守

本工事の設計・施工にあたっては次の関係法令及び規格を遵守すること。

また、これらの適用を受けないもので他に基準規格のあるものについては、当該規格に準じるものとする。

- 電気設備工事共通仕様書
- 電機通信設備共通仕様書
- 電気設備技術基準
- 有線電気通信法及び関係規定
- 建築基準法及び関係規定
- 消防法
- 日本工業規格（ＪＩＳ）
- 電気学会電気規格調査会標準（ＪＥＣ）

・ 日本電機工業会標準（ＪＥＭ）
・ その他関係法令、条例規則及び規定、規格等

受注者は、建設業法及び下請関係の合理化に関する諸通達を厳守すること。

（２） 許可申請

関係官公庁に対する申請届け等の諸手続きは、受注者がこれを代行すること。

なお、関係官公庁その他に対して交渉を必要とするとき、または交渉を受けたときは遅滞なくその旨を株式会社アミックスコムに申し出ること。

（３） 守秘義務

受注者は本システムの構築にあたって株式会社アミックスコム固有のデータを扱うときは、そのデータの秘密の保護に留意すること

（４） 検査

① 検査方法、検査日時については株式会社アミックスコムの指示に従うこと。
② 検査に必要な測定器等は受注者で用意すること。

（５） 費用負担

① 光熱費など
電力、通信、光熱費を必要とする場合は、受注者がその手続きを行うこと。また、これに必要な経費は入札価格に含めること。
② 有線テレビジョン放送施設設置申請に伴う、検証データの作成、総合通信局、総務省への技術的対応及び完了検査の対応は受注者で行い、これに要する費用は入札価格に含めること。

（６） 瑕疵

① 瑕疵担保期間
瑕疵担保期間は検査合格から１年間とする。
② 瑕疵責任
瑕疵担保期間中において工事不良に起因する障害が発生し、またはその恐れがあるときは受注者において無償で修理または保障すること。
③ 瑕疵の範囲
瑕疵保障期間中の生じた車両事故、火災、及び大規模地震、台風等の自然災害による故障及び第三者からの申請、電柱所有者都合による電柱建替え及び移転等は瑕疵の対象外とする。

（７） 工事に関する留意事項

① 工事にあたり事前に設計確認を行い、株式会社アミックスコムの承認を得ること。
② 工事に当たり官公庁への申請、許可、承認が必要なときはその事務手続きを受注者が代行すること。
③ 配管等既設のものを利用する場合は株式会社アミックスコムと協議しその指示に従うこと
④ 工事用設備、器具等は工事終了と同時に現場から搬出し、その現場を原状に復帰すること

⑤ 工事施工にあたり建物、機器、その他の施設に損害を与えたとき、または従事者及び第三者の生命、身体に危害を与えたときは受注者の責任で解決すること。事案が発生したときは速やかに株式会社アミックスコムに報告すること。

（８） その他の留意事項

① 技術仕様などに関する留意事項

使用する設備、機器は入札時点で製品化されていること。または本工事の必要時期までに製品化が確実なものであること。

② 機器設置に関する留意事項

設備機器などの設置場所および接続方法などは株式会社アミックスコムと協議の上決定すること。

建物内の作業時間は株式会社アミックスコムとの協議の上決定すること。

③ 次の場合受注者はあらかじめ株式会社アミックスコムの承認を得ること。

- 下請業者に作業を委託する場合
- 止むを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合
- 工事中に事故が発生し、その処置をする場合

８．３ 見積方法

（１） 費用積算に当たり、下記「大項目」「中項目」「小項目」に沿って積算を行うこと。小項目に関しては、必要な項目を適宜追加すること。

（２） 詳細は「ＩＣＴふるさと元気事業（情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金）経理処理解説」を参照のこと。

（３） 入札金額は以下の通りに行い、それぞれの項目にて積算を行うこと。

（４） 入札に際し、公知となっている金額は 79,930,908 円で、

Ⅰ．人材育成・招へい費：3,941,007 円

Ⅱ．ＩＣＴシステム設計・構築費：40,244,426 円

Ⅲ．ＩＣＴ関連機器・設備整備費：35,745,675 円

大項目	中項目	小項目	説明
Ⅰ．人材育成・招へい費（注）	1. 人材育成	1. 講師費（２名）	
		2. マニュアル作成費	
	2. 人材招へい	1. 委員謝金	
		2. 委員旅費交通費	
		3. 会議費	
		4. 資料作成	
		5. 事務局運営費	
	3. その他	1. 消耗品	
		2. 報告書作成費	

		3. その他雑費	
Ⅱ. ＩＣＴシステム設計・構築費	1. プログラム開発等役務費	1. CGM システム設計・開発	
		2. コンテンツ設計・開発	
		3. コンテンツデザイン	
		4. 画像コンテンツ制作	
		5. コンテンツ素材取りまとめ	
		6. コンテンツ更新・削除	
		7. デジタルサイネージ UI デザイン	
		8. デジタルサイネージ　UI 制作	
		9. 施設コンテンツ制作（１０施設分）	
		10. 映像エンコード	
	2. ソフトウェア購入費	1. デジタルサイネージ用ソフト	
		2. サイネージ用 PCOS	
		3. 管理システムサーバソフ	
	3. 使用料・保守費	1. 配信システム利用料(*)	
		2. 配信システム保守(*)	
		3. 管理システム(*)	
	4. 地域協議会運営費	1. 委員等謝金	
		2. 委員等旅費	
		3. 会議費	
		4. 資料等作成費	
		5. 事務局運営費	
	5. その他	1. 事務一般費	
Ⅲ. ＩＣＴ関連機器・設備整備費	1. 機器・設備購入費	1. 操作用端末	
		2. デジタルサイネージ	
		3. データーセンター設備費(*)	
	2. 使用料・保守費	1. 映像再生システム保守(*)	
		2. 地図データ使用料(*)	
	3. 設置に係る工事費	2. 機器設置、梱包材廃棄	

９．詳細仕様

別添の「システム概要図」を参照のこと。

１０．　トレーニング

システム導入後に、機器の取扱・操作説明など、運用を行うにあたり必要と思われるトレーニングを実施すること

１１．　提出書類

以下の書類を提出すること。また、完成図書については、書類(三部)とデータの両方で提出すること。なお、データの種類については、株式会社アミックスの指示に従うものとする。

（1）着工時

- 工事着工届
- 工事工程表

（2）施工時

- 施工体制台帳
- 施工計画書
- 実施工程表
- 工事打合せ簿
- 月別工事予定、進捗状況表
- 使用機材承認願い
- 検査成績表
- 産業廃棄物処理計画書
- その他株式会社アミックスコムの指示する書類

（3）完成時

- 工事竣工届
- 完成図書

（4）完成図書には以下の書類を含むこと

- 目次
- 竣工写真
- 実績工程表
- 工事打合せ簿
- 工事日報
- 材料メーカーリスト
- 材料検査表
- 試験成績表
- 工事写真
- 機器取扱説明書
- システム構成図

・　官公庁等への提出書類の写し
・　産業廃棄物処理報告書
・　運用に必要と思われるマニュアル
※着工時および施工時の書類の写しも含めるものとする。

１２　その他

１２．１　応札者の責任

応札者は本仕様書を十分確認のうえ、応札すること。

１３　添付書類

・システム概要図
・設備設置図
・ＩＣＴふるさと元気事業（情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金）経理処理解説
・総務省｜「ICT ふるさと元気事業」に係る交付決定
・総務省｜「ICT ふるさと元気事業」に係る交付決定詳細